

倫理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人にじ子屋(以下「この法人」という。)の役職員による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第 2 条 この法人は、その設立目的に従い、その事業運営に当たるものとする。

(社会的信用の維持)

第 3 条 この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 4 条 この法人の役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第 5 条 この法人の役職員は、関連法令及びこの法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

(私的利益の禁止)

第 6 条 この法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反行為の禁止)

第 7 条 この法人の役職員は、職務の執行に際してこの法人との利益相反行為があってはならない。

(利益相反及び特別な利益供与の防止)

第 8 条 この法人は、役職員が職務の執行に際してこの法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示させてその内容を確認し、法令、この法人の定款及び他の規程・内規等に従って取り扱うものとする。

2 この法人は、法令に従い特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別な利益を与える行為を行わない。

(情報開示及び説明責任)

第 9 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者、賛助会員等をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるとする。

(個人情報保護)

第 10 条 この法人の役員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和 6 年 9 月 1 4 日より実施する。(令和 6 年 9 月 1 4 日理事会決議)